

令和 6 年
第 1 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 6 年第 1 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 1 月 2 5 日（木）午後 3 時

会場 1 0 1 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 2 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
- 5 その他
- 6 閉会

令和6年第1回立川市農業委員会総会

令和6年1月25日（木）

立川市役所101会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻 地 文 武 君
2番	嶋 田 貞 芳 君	11番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3番	高 杉 晋 一 君	12番	高 橋 浩 久 君
4番	内 野 智 行 君	13番	宮 岡 広 行 君
5番	橋 本 良 子 君	14番	田 中 佐 一 君
6番	浅 見 恵 子 君	15番	清 水 茂 男 君
7番	宿 谷 豊 君	16番	川 野 進 君
8番	横 幕 玲 子 君	17番	岡 部 良 己 君
9番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

次長 奥 野 武 司 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 本日は、またお忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。本年も引き続き、農業委員会の活動に対しまして御理解、御協力をいただきますよう、お願いをしたいと思います。

また、来月は農業者大会、あと視察研修などもございますので、また忙しいと思いますが、御出席のほどお願いしたいと思います。

あと 2 点、報告があります。1 月 22 日に農産物品評会の褒章授与式に出席をいたしまして、農業委員会から賞状を贈呈させていただきました。また、2 月にはウドの品評会も予定しております。そちらについても農業委員会から賞状のほうをお渡しすることになっておりますので、重ねて報告を申し上げたいと思います。

それでは、ただいまより令和 6 年第 1 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立をしております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 15 番の清水委員、16 番の川野委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

次長 それでは、初めに報告事項 (1) 事務報告を行います。

1 月 10 日 (水)、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催されました。

1 月 17 日 (水)、東京都農業会議の常設審議委員会が開催されました。

1月18日（木）、兵庫県の阪神・東播地区農業委員会ブロック別研修会において、立川市版農地バンクの事例発表の依頼があり、次長と事務局がウェブで参加いたしました。

委員会といたしましては、1月15日（月）に1月の総会に向けた現地調査を、本日、25日（木）午後3時より第1回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

1月26日（金）、北多摩西部地区農業委員会検討会が開催され、会長と職務代理、局長、事務局が参加予定でございます。

2月5日（月）、北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式が開催され、会長と受賞者である内野委員、次長が参加予定でございます。

2月6日（火）、農業だよりの記事で、生産緑地貸借円滑化法の事例について、貸借の双方の取材に広報担当と事務局が伺う予定でございます。

2月7日（水）、東京都農業会議の理事会・常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定でございます。

2月8日（木）、都内における田園住居地域と都市計画線引き勉強会が開催され、事務局が参加予定でございます。

2月15日（木）、第65回農業委員会・農業者大会が開催され、農業委員、事務局が参加予定でございます。

委員会としましては、2月14日（水）に2月の総会に向けた現地調査を、26日（月）午後3時より第2回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。また、2月15日（木）、農業者大会後に顕彰事業受賞者祝賀会をホテルエミシア東京立川にて開催予定でございます。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1 件目。農地の所在は若葉町 1 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 2 2 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目。農地の所在は西砂町 2 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 4 0 9 m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質問がありましたら、お願いをいたします。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 それでは、報告がないということなので、次に、議案第 1 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4 件を議題に呈します。

なお、議案第 1 号のうち、委員の世帯に関わる案件がありますので、当該案件の間、一旦退室をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号の 1 について事務局より説明をお願いします。

次長 引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

議案第 1 号の 1、農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、高橋委員、嶋田職務代理、橋本委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は砂川七番の南東に広がる農地で、キャベツやブロッコリーなどの露地野菜のほか、キウイや柿などの果樹栽培など、少量多品種の生産が行われておりました。肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。

議案第 1 号の 1 についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

今回、私ごとの都合によって嶋田職務代理に調査を行ってい

いただきました。また、中立委員は橋本委員、岩崎委員に担当していただきました。

確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、1番、初めに高橋委員、お願いします。

- 1 2 番 先日、申請者の畑を見てきたところ、野菜も品種を多くつくり、また、直売所等へも出荷して一生懸命やっており、畑もきれいでした。また、キウイの生産もしてあったんですけれども、枝が一部あったんですけれども、その枝は2月に片づけるということで、全く問題ない農地であります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

- 5 番 補足としては、今後の経営の継続性については、お正月もありましたことで、御家族でよく話し合っているということがありましたので、引き続き農業経営を確実に続けられるように思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 1 1 番 作付などきれいにされていましたが、一部剪定した枝などが畑の中にあっただんですけれども、それは近々チップにするということで、片づけ予定ということでございましたので、ほかは問題ないかと存じます。

議長 ありがとうございます。

嶋田職務代理から何かありましたら、お願いしたいと思います。

- 2 番 今、委員が説明があったとおり、問題ないと思いますので。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第 1 号の 1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決めます。

 それでは、議案第 1 号の 2 以降について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第 1 号の続き、農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

 現地調査を申請者、川野委員、鴻地委員、嶋田職務代理、橋本委員、岩崎委員、事務局で行いました。

 略図 2 を御覧ください。略図 2 は、西砂小学校の北西、五日市街道の南に広がる農地で、北側のハウス内ではコマツナやホウレンソウを、南側ではブルーベリーをそれぞれ生産され、その他の場所は今後の作付のため耕うんされておりました。肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。

 続いて、略図 3－1 を御覧ください。略図 3－1 は、武蔵砂川駅の北西に広がる農地で、ハナミズキやシラカシなどの植木を生産されておりました。剪定枝が畑の周囲に置かれていたため、片づけないかの確認をしたところ、落ち葉が周囲に飛び散らないようにすることと、周囲よりやや高くなっているため、土砂の流出を防ぐ目的のため、生け垣と合わせて残しているとの説明を受けました。

 略図 3－2 を御覧ください。略図 3－2 は、砂川二番の北、玉川上水路の南に広がる農地で、ハナミズキなどの植木生産のほか、自家消費用の野菜を生産されておりました。どちらの農地も肥培管理は良好で、境界もほぼ確認ができましたが、略図 3－2 では、宅地と畑との境界の一部に確認できない箇所があったため、職務代理より境界を確認できるよう指導がございました。

 続いて、略図 4 を御覧ください。略図 4 は、砂川八番交番の

南、自宅裏に広がる農地で、サルスベリなどの植木生産のほか、ユズやアマナツなどの果樹を少量生産されておりました。肥培管理は良好で、境界は全て確認できました。

議案第1号の説明については以上でございます。

議長 ありがとうございました。

議案第1号の2以降について、担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、2番を川野委員、橋本委員、岩崎委員、3番を鴻地委員、橋本委員、岩崎委員、4番を高橋委員、橋本委員、岩崎委員、最後にまとめて職務代理のほうから説明していただきたいと思います。

それでは、まず初めに、2番、川野委員、お願いします。

16番 該当の農地なんですけれども、確認いたしまして、事務局のほうの説明があったとおりでございます。

この方の後継者の御夫妻も、既に家に入られて農業をやっておりますので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5番 息子さん主体でやられているんですけれども、ボランティアを必要としていて、ボランティア確保に苦労しているというお話がありました。財団のほうで援農ボランティアの制度などありますよと御案内しましたら、頼んでいても人が来ないということで、自力で探すしかないというところは、お悩みがあるというようなお話がありました。

以上です。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 先ほど御指摘ございましたとおり、人員の割には農地が広いというところで、ボランティアさんなどの支援があると、より楽に農作業ができるような状態であることは、あるようでした。

あとは、冬なので獣害はないですけれども、動物はかなりの出入りがあるようで、残渣など、畑の端っこに結構まとめたり

とかしていらっしやったので、それも影響があるのかなというところではございますが、冬なので今のところ被害はないようですが、時期によってはというところがあるようでございました。

ただ、経営自体は出荷も一応はしている、みの一れなどに行っているということでございますので、農業経営をしているという意味では問題はないのではないかとというふうに考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番ですね。初めに、鴻地委員、お願いします。

10番 事務局から説明があったとおりでございます。肥培管理はとても良好で何の問題もないと思うんですが、御指摘のあった、略図3-1の広い畑の周りが、土が流れないように止めてあるというのがあったので、これは大丈夫なんですかという指摘があったんですが、その辺は逐一チェックして、道路に流れ出ないようにやるから大丈夫だというお話だったので、問題はないと思います。

あと、3-2のほうの、宅地と畑の境の分からなかったところは、確認しに行ったところ、一応ポールというか、それを取りあえず立てましたので、確認はしてまいりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5番 肥培管理は大変良好で、具体的に言いますと、畑の中に重機が入るように、定期的に不要な木や危ない木を切っていると。それを5年ほど放置して、根を腐らせて掘り上げるというようなことを、循環させながらやっているというお話がありました。管理は適切だと思います。

それと、都内や他県で顧客がもうついていて、定期的な問屋への出荷があるということなので、農業経営としての継続性は確実だというふうに感じました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 今、お二方よりありましたとおり、肥培管理というところでは何の問題もないかと思います。

 それから、畑の周りに木の剪定した枝などが置いてあるところで、土が流れないようにというところではあったんですけども、その中に、長い枝ではなく、切り株の丸くなっている、比較的球体に近いようなものも放置しておりまして、畑がちょっと高くなっているので、転がり落ちて通行人にぶつかる危険性があるのではないかと感じた面がございまして、それは具体的に指摘して、撤去していただくようにはいたしました。

 ですので、農業経営という点では問題ないのかと思います。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、4 番ですね。まず初めに、高橋委員、お願いします。

1 2 番 先日、申請者の畑を確認したところ、申請者の畑は個人庭園向けの植木を生産しており、手入れ等、根回し等もしっかりとされているから全く問題ないと思います。

 また、畑の一部にユズとかミカンとか、直売できるようなものも生産されており、圃場管理等は良好で、全く問題ない畑です。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 畑の中にチップが敷き詰めてありまして、歩くのにも歩きやすいですし、見た感じ、とてもきれいに管理されているという様子がよく分かる畑でした。農薬散布などは除草剤や毛虫の防除など、年に1回ほどやるんですが、近隣住宅へは配慮しながらうまくやっているというお話がありました。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 1 1 番 お二方よりありましたとおり、肥培管理は問題なく、息子さんと一緒にやっていたらっしゃるそうです。引き続き農業経営ができています。

あと、近隣住民とのコミュニケーションも、畑になっているナツミカンなどをお配りなどしながら、コミュニケーションを取って、農薬散布のときとかもクレームが出ないような関係を築いているというところでございましたので、問題ないかと存じます。

議長 ありがとうございます。

それでは、最後に職務代理からまとめて、何か気づいた点があったらお願いします。

- 2 番 今、担当した委員の方から説明があったとおり、どの圃場も問題はないと思います。

1 点、一番最初の方の畑の周りの状況なんですけれども、かなり獣害を心配なされていまして、この近くに、他市になるんですけれども、大規模な開発がここで予定されているというふうなこともあって、そこに多分、今、かなりの量の獣害というか、動物がすんでいるように思われる地区なので、その開発が始まったときに、その辺のものが逃げてこないかというのは、本人も心配していましたが、見るからに、それは今後の心配事なのかなというふうに感じました。

あと、ほかの圃場はきれいに管理されているし、植木生産をされている方が2件あったんですけれども、どこの圃場も非常に今後のことを考えたということで、きれいに管理されていました。きっとそういう植木の圃場というか、植木場が、放置というか、あまり手の入らない状態ですと、最初に言ったような形の、動物たちが逃げ込む格好の場所になりかねないので、この2か所のような圃場の管理がなされていると、そういう心配もないのかなというふうに感じました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

14番 質問ということではなくて、略図3-2のほうですね。この横棒が濃くなっているのは何か意味があるんですか。

あと、もう1点。もう1つですか。これは20㎡ぐらいの一部が欠けているんですが、この部分は車1台置く分が欠けているということではないのでしょうか。

議長 そうしたら、地元の農業委員さんの鴻地委員。

10番 3-2ですよ。3-2の、この太くなっているところは筆が違うんです。じゃないですか。多分。違ったっけ。水路が通っていて重なっているから太く見えているだけです。

それと、この上の、かくっとなっているところですね。

14番 下の角。

10番 ああ、下。これはケヤキです。ケヤキ。でかい、五日市街道沿いの。それで外してあるため。

議長 ここのところは、もともと宅地だったんですよ。それで、新たに宅地化にしてもらう際に、保存樹林みたいなすごい太い木が、ケヤキがあるんです。そういう場合は外してもらいたいということで。私のときではないんですけども、その前の会長のときに、そういうような形で外してもらったと思います。

やはり、こんな太いのは農地にはそぐわないということでした。

14番 出荷とか駄目ですか。

議長 出荷できないんです。ということで、なったとは聞いていました。

14番 了解です。

議長 そのほかに御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

… … 全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御説明いたします。

農地所有者の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

土地の表示は上砂町5丁目の1筆となります。面積は231.49㎡。申出事由は故障でございます。

議案第2号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明を鴻地委員、お願いします。

10番 11月の下旬に申請者のお宅に訪問いたしまして、面接といたしますか、話を聞いてまいりました。本人が要介護1の認定を受けておりまして、あと、立ち上がって歩くことが大分困難。あと、認知症があるのかどうか分かりませんが、言っていることがころころ変わる。とてもちょっと営農は無理だなと私は判断いたしました。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

岩崎委員、お願いします。

11番 すみません。ちょっと不勉強で恐縮なのですが、例えば、現地調査のときは肥培管理基準のような、みんなが共通認識を持てるような基準が文書化されていたかと思うんですけれども、

この故障の基準については、何か参考基準みたいなものはあるんでしょうか。

議長 事務局、基準というのは、どうだったですかね。

係長 申し訳ございません。法律部分につきましては、またちょっと改めて、調べまして御報告させていただきますが、都市計画法に基づきまして、都市計画課のほうで故障の認定のほうをさせていただいておりますので、今回、農業委員の部分で基準というところにつきまして、ちょっと確認をして、そこについては後ほど報告させていただきます。

1 1 番 ありがとうございます。

今の個人の御判断に特に異議を申し出るものではなく、お話を聞いて、そのとおりだろうなというところは、もちろん理解できております。都市計画課とのすみ分けとか、都市計画課で認定していることについて、こちらでさらに、どこのところを確認するのかとか、そのすみ分けが私は理解できておらず、大変申し訳ないんですけれども、基準を含めて、その辺を後学のために御教示いただけるとありがたいと思っています。今後のことで結構でございます。

議長 ありがとうございます。

実質この方は、たしか故障というのが大前提というのは、そうなんです。そのほかに、確かにこの方は、農業をやっているかどうかということも見てもらうんです。実際やっているかということが。それで証明してもらうということなんですよね。その2つは確実にやってもらうというのは、私たち農業委員で調査する中で。ただ、法律上のことまでは実際に私も見たことがないので、その辺、また事務局よりお願いしたいと思います。

あと、そのほか質問はありますか。

3 番 今の話でなんですけれども、うちでも以前、母親が存命だったときに、1年以上の老人ホームの入所ということで外したことはあります。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。あと。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、その他で事務局、何かございますか。

次長 特にございません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

 次回の農業委員会は2月26日月曜日午後3時から205会議室で行います。

 本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時32分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員